

中津市スポーツ少年団激励費・大会運営費交付要領

(目的)

この要領は中津市スポーツ少年団に登録する単位団および選手がスポーツを通じて、体力向上・人間性の確立を図り、さらに活動が拡大できることを目的として定める。

(激励費)

中津市スポーツ少年団激励費（以下「激励費」という。）は中津市スポーツ少年団に登録している単位団および選手が県大会、九州大会、全国大会へ出場する場合に申請できるものとする。

(激励費の額等)

激励費の額は表 1 のとおりとする。ただし、一大会において団体戦・個人戦の両部門にエントリーする選手がある場合、重複しての申請はできないものとし、その場合は団体の区分にて申請するものとする。また、年度内に一単位団につき 2 回を限度として交付するものとする。

表 1	団体 ^{※1}	個人 ^{※2}
県大会出場	5,000 円	2,000 円
九州・全国大会出場	10,000 円	3,000 円

※1 一大会に同一単位団より団体として複数のチームが出場する場合、単位団あたりの交付額は県大会出場 5,000 円、九州・全国大会出場 10,000 円とする。

※2 一大会に同一単位団より複数の選手が個人戦に出場する場合、交付する総額は、県大会出場の場合 10,000 円を、九州・全国大会出場の場合は 20,000 円を限度とする。

(大会運営費)

中津市スポーツ少年団大会運営費（以下「大会運営費」という。）は中津市スポーツ少年団に登録している各種競技団体別による中津市内で開催する大会につき大会運営に係る費用として交付するものとし、中津市スポーツ少年団に登録している単位団が半数以上参加をしている大会を対象とする。

(大会運営費の額)

大会運営費は一大会につき 20,000 円を限度として交付するものとする。

(激励費の申請)

激励費を申請しようとする単位団は各代表指導者が責任を持ち、当該大会終了後 10 日以内に関係書類を添えて中津市スポーツ少年団激励費交付申請書（様式第 1 号）を中津市スポーツ少年団本部長（以下「本部長」という。）へ提出することとする。

(大会運営費の申請)

大会運営費を申請しようとする競技団体及び単位団代表者が、当該大会の 10 日前までに関係書類を添えて中津市スポーツ少年団運営費交付申請書（様式第 5 号）を本部長へ提出することとする。

(交付の決定)

本部長は激励費又は大会運営費の申請があった場合は、当該申請書の内容を審査し、交付の可否を決定した時は中津市スポーツ少年団激励費交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）又は中津市スポーツ少年団大会運営費交付（不交付）決定通知書（様式第 6 号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(交付請求)

激励費又は大会運営費の交付決定通知を受けた者が交付の請求をしようとするときは、中津市スポーツ少年団激励費交付請求書(様式第3号)もしくは中津市スポーツ少年団大会運営費交付請求書(様式第7号)を本部長へ提出することとする。

(結果の報告)

申請者は大会終了後10日以内に関係書類を添えて中津市スポーツ少年団激励費結果報告書(様式第4号)又は中津市スポーツ少年団大会運営費結果報告書(様式第8号)を本部長に提出しなければならない。

(大会運営費の精算)

申請者は大会運営費を概算払で請求したときは大会運営費結果報告書とともに大会運営費精算書を提出するものとする。このとき収支決算書において余剰金がある場合は、交付額の範囲内で本部長に返納するものとする。

(激励費・大会運営費の返還)

激励費もしくは大会運営費の交付を受けた者が次に該当する場合は、交付の全部又は一部を取消し、当該激励費もしくは大会運営費の全部又は一部を返還させるものとする。

- ・申請内容に虚偽又は不正等があったとき。
- ・その他、本部長が激励費もしくは大会運営費として値しないと判断したとき。

	提出書類	添付書類	提出時期
激励費	交付申請書 (様式第1号)	大会実施要項、大会出場申込書 又は大会出場資格を証する書類 の写し、出場選手名簿	大会開催終了後 <u>10日以内</u>
	交付請求書 (様式第3号)		交付決定通知書(様式第2号)の受理後
	領収証		激励費の交付を受けた時
	結果報告書 (様式第4号)	対戦相手・対戦結果等の記載された書類	大会終了後10日以内に
大会 運営費	交付申請書 (様式第5号)	大会実施要項、収支予算書	大会開催日の10日前までに
	交付請求書 (様式第7号)	※精算払の場合:実績報告書(様式第8号)及びその添付書類	交付決定通知書(様式第6号)の受理後
	領収証		大会運営費の交付を受けた時
	実績報告書 (様式第8号)	収支決算書、結果報告書	大会終了後10日以内に
	精算書 (様式第9号)	収支決算書、余剰金がある場合はその額(交付額の範囲内)	概算払で交付を受けた場合、大会終了後10日以内に